

IX. 来日学生受け入れ

交換留学生の派遣と受け入れは、それぞれのロータリークラブが主役です。派遣交換学生のスポンサーとなったクラブは、当然ながら来日した交換学生を受け入れる義務があります。そして、学生の毎月の小遣いやホストファミリーへの援助などの予算措置やその他の事前準備が必要となります。以下、受け入れについて説明します。地区委員会は外国の交換地区、交換するクラブ、及び交換学生との橋渡し役であり、このプログラムを成功させるためあらゆるサポートをします。

1. ホストクラブ・カウンセラー・ホストファミリー共通事項

1) 私たち受け入れ側の役割

国際ロータリー青少年交換プログラムにおいて、ホスト側（受け入れ側）の具体的な役割は以下のとおりです。

- ①交換留学生に「食」と「住」を与え高等学校に通わせ、その費用を負担します。
- ②彼らがロータリー青少年交換留学生として国際理解と親善の為に行動し、日本の文化を吸収する為のサポートをし、私たちも彼らの文化を理解し、あわせて国際理解と親善を深めます。
- ③来日学生は一般的に身体も大きく、日本の高校生より大人びた感じがします。しかし、心の中はまだほんの子供です。時には親代わりとなって接触することが求められます。
- ④日本での生活では最初にルールを決め、ルールに従って生活させることが大切です。

2) 出迎え

来日時の空港への出迎えは、ホストロータリークラブ・カウンセラーが責任を持って行ってください。第1ホストファミリーも同行をお願いします。ほとんどの来日学生は英語を話すことができると思いますが、出迎え時の会話に心配がある場合は青少年交換学友（ROTEX）の同行も可能ですので、事前に地区青少年交換委員長にお知らせください。

3) 来日学生に確認

- ①カウンセラー及び第1ホストファミリーは、来日学生のパスポート、ビザ、1年間有効なオープンの往復航空券で来日したかを確認してください。航空券は来日学生の負担です。そしてパスポートの顔写真部分、ビザのスタンプ部分、航空旅券の主要部分を3部コピーしてカウンセラー、第1ホストファミリー、地区委員が1部ずつ保管します。
- ②来日学生は母国で、出発日から帰国日まで、日本全国をカバーした保険に加入していることになっています。保険はその国の平均的補償額を満たしているものであり、「傷害」と「生命保険」をカバーしているものです。保険証書を確認のうえ、①と同様に主要部分を3部コピーし、カウンセラー、第1ホストファミリー、地区委員が1部ずつ保管します。
- ③カウンセラー及び第1ホストファミリーは、来日学生の保護者と緊急時の母国への連絡先を確認して保管してください。来日学生のアプリケーションフォーム第1ページには保護者の連絡先の記載があります。また5ページの下段に緊急時母国への連絡先氏名と電話番号、FAX番号、メールアドレス等の記載があります。記載内容に間違いがないか来日初日に学生本人に確認してください。そして緊急時連絡先の住所、メールアドレス等についても①と同様に保管します。

上記①、②、③の各1部を来日学生の第1回オリエンテーション時に地区委員に提出してください。(例年9月上旬予定。)

4) 危機管理について

私たちは来日学生が日本で生活をするうえで、彼らの危機管理について十分に配慮する必要があります。彼らが思わぬ事故にあわないとも限りません。パスポート、ビザ、航空券、保険証書および母国の緊急時連絡先の確認はその第一歩です。

後の説明でも出てきますが、外出や旅行など彼らの所在を把握しておくことが必要です。これは皆さんのお子さん達に対するのと同様の扱いをお願いします。

5) 住民登録・健康保険加入

来日後2～3日以内に最寄りの市役所で住民登録を行ってください(顔写真2枚必要)。また各ホストクラブは来日学生を国民健康保険に加入させてください(例:さいたま市

の場合、月額約1万円)軽い怪我や病気については3割負担で医療を受けられます。

銀行口座を開設希望の来日学生には、銀行口座を開設してください。海外からの送金を考えると大きな銀行のほうが便利です。その際、銀行から本人確認書類が求められますが、パスポートと仮住民登録票の提示、および保護者(カウンセラー等)の印鑑で認められるケースが多いようです(詳細は銀行窓口にて確認してください)。

6) 入学手続き

ホストスクール(通学予定の高等学校)で入学の手続きをお願いいたします。制服・教科書等の備品についてもホストクラブの負担で購入をお願いいたします。

電車・バス通学の来日学生については、早めに学生証を発行してもらい、通学定期券を購入してください。

7) 来日後の3週間

来日学生は、日本の暑くて湿度の高い時期に来日します。日本の気候、習慣、周囲等の環境に慣れるのに2~3週間程度かかります。特に日本の蒸し暑さには参ってしまう学生が多いようです。この期間は、旅行はもちろん都内への観光等も控えていただき、ホストファミリーとの生活や学校生活に慣れる時間と考えてください。

母国で電車に乗り慣れている来日学生は少なく、一人で電車に乗れるようになるまでに少し時間がかかります。

学生が来日する日を地区青少年交換委員会より集中させ、全員が来日後、日本旅館にて1泊2日の合宿を行います。そこでガバナー、地区青少年交換委員会、ROTEX、来日学生同士の顔合わせを行い、月報や外出届け等の提出書類の確認や日本の生活習慣(お風呂の入り方、布団の敷き方、食事の仕方等)を体験し、神社への参拝や茶道の経験をします(費用は地区青少年交換委員会が負担します)。

来日学生の第1回オリエンテーションは例年9月初旬と、来日してから約2週間後ですが、まず第1ホストファミリー宅に慣れて落ち着く時間を考えてのことです。

8) 生活のルール

来日学生が日本に来る前に、地区委員会より本人宛に「来日学生ガイドライン」を送付し、来日学生本人と保護者のサインの入った誓約書が送られてきています。

その中の大きなルールが「4Dルール」ですが、これは世界のロータリー青少年交換プ

プログラムの共通ルールです。しかし第2770地区では1項目追加した「5Dルール」を採用しています。

これは来日学生の第1回オリエンテーションでも再度説明します。

5Dルール

ロータリー交換留学生は、下記5つ（5つめは当地区独自）の「D」が禁止されています。

- ・ Drive（自動車、オートバイの運転）
- ・ Drink（飲酒）
- ・ Drug（麻薬、喫煙）
- ・ Date（友情を超えた不純異性交遊）
- ・ Dangarous Area（危険地域＝大宮南銀等での飲食店・カラオケ店入店は禁止）

また、ビザの関係などから、学生は収入を伴う勤労やアルバイトも禁じられています。

9) 食事

食事はホストファミリー宅で家族と同じ通常の食事にしてください。来日学生はお客様ではありません。特別のことを考える必要はありません。ただし、食物アレルギー等は初日に本人に確認のうえ、ご配慮をお願いします。

10) お風呂

来日学生の中には、入浴時に湯船に浸かる習慣がなく、シャワーだけで済ませる学生もいます。日本の「お風呂」について教えてあげたうえで、湯船に浸かるかどうかは本人に考えさせてもよいでしょう。また、いわゆる「朝シャン」ですが、朝の忙しいときにお風呂場や洗面所を独占することにもなりますので、こちらは時間帯などのルールを決めるとよいでしょう。

国によっては水が貴重とされていて、毎日の入浴や頻繁に洗濯をしない習慣があり、遠慮している場合もあります。

11) 小遣い

ホストクラブは来日学生に毎月1万円のお小遣いを渡してあげてください。これは世界中のロータリー青少年交換プログラムの共通ルール（月額100米ドル程度）となってい

ます。(小遣いの額はその国の物価等によって多少の違いがあります。)

原則としてそれ以上の小遣いは不要です。それ以上は来日学生が本国から持ってきた、または本国の家族が送金してきたお金でまかなうこととなります。お正月のお年玉も数千円程度とし、現金を持たせ過ぎないようにしましょう。

12) 通学時の昼食代

ホストファミリーは来日学生がホストスクールへ登校する日は、お弁当又は学校の食堂で昼食を買える程度のお金を持たせてください(1日あたり500円程度、ホストスクールの食堂で価格を確認してください)。

13) 電話

電話について、今日ではほぼ全員の来日学生が来日時にスマートフォンを持参してくると思われます。スマートフォンがあれば、アプリ等を活用して、国際電話より安価または無料で国際通話が可能です。例えば、ホストクラブでいわゆる「格安SIM」(月額980円~数千円程度、外国人は契約が困難な場合もあるので、例えばクラブ会長やカウンセラー一名義にて)を契約して、来日学生にSIMカードを使用させ、基本料金を超えた分は学生本人に支払わせる等でよいでしょう。もし緊急時など、どうしても本国への国際電話が必要な場合は、コレクトコールまたは通話料相当分を本人に支払わせてください。

14) インターネット

来日学生は、学業や月例報告のために、ノートパソコンを持参しています。その通信のためにはWi-Fi環境が必要となります。Wi-Fi環境を備えているホストファミリーが多いかと思われますが、もし環境がない場合は、光回線工事等は大変ですので、例えばホストクラブにてポータブルWi-Fi(月額数千円程度)を契約し、ホストファミリー宅に貸与していただく等で対応してください。

また、学生が自室でインターネットに没頭してしまい、ホストファミリー内で孤立してしまわないよう、インターネットの利用時間についてルールを決めるなどし、ホストファミリーと来日学生とがリビングで一緒に過ごす時間を大切にしましょう。

15) 門限

「**門限は22時(=午後10時)**」とし、必ず守らせてください。
(ホストクラブメンバーやホストファミリーなどの大人と一緒にの外出は除く。)

16) 外出・旅行について

① 日常の外出・旅行

来日学生が外出する際は、行き先と帰宅予定時間をホストファミリーに伝え、予定より帰宅が遅れる場合や、夕食が要らない場合等は、ホストファミリーに電話連絡を必ずする習慣をつけさせてください。

ホストクラブやホストファミリーの方も来日学生を外出や旅行に連れて行くことがあると思いますが、華美に走らぬようご注意ください。

② 地区外への宿泊を伴う旅行

世界のロータリー青少年交換プログラムの共通ルールとして、来日学生が地区外へ1泊以上の旅行をする時には、事前に下記の条件があります。

- a) 来日学生が1人で、また学生たちだけで行かせないこと。必ず誰か保護者が同伴すること。
- b) 母国の保護者の承諾があること。
- c) カウンセラーの承諾があること。
- d) ホストファミリーの承諾があること。
- e) 地区青少年交換委員長への事前連絡があること。

→必要書類を配信しますので、事前に提出をお願いいたします。

📄 **XI. 来日学生各種届出書類について** 参照。

【連絡先】 地区青少年交換委員長 樋口 雅之

メール: masa@arc2006.jp FAX: 050-3730-2827

③ 地区青少年交換委員会主催の旅行

地区青少年交換委員会では、例年、来日学生に対して2回の旅行を計画しています。これはオプションで希望者のみの参加となりますが、できるだけ多くの参加を期待しています。希望表を事前に来日学生に送付してあり、来日前に地区委員会に送付する事になっています。

- a) 京都・広島旅行 (2泊3日・例年3月実施)
- b) スキー旅行 (2泊3日・例年2月実施)

参加希望の来日学生は、来日時に参加費用を持ってきますので、9月末迄に地区青少年交換委員会指定の銀行口座へお振込みください。スポンサークラブは、旅行費用を負担せず、必ず来日学生本人（本国の家族）負担としてください。

17) 日本語について

ここ数年、地区青少年交換委員会主催、市民ボランティアの協力で7か月間の日本語教室を開催しており、留学期間中の来日学生の日本語会話能力は従前よりも伸びている傾向があります。日本語検定試験を受けて帰国する学生も多数います。

地区青少年交換委員会主催の日本語教室は、日本語の習得の他に来日生仲間と会えるチャンスでもあり、ホームシックの予防にも役立っているようです。なお、この日本語教室への往復交通費はホストクラブの負担にてお願いいたします。

日本語の上達度については、本人の意識の持ち方にもよりますが、これまでの来日学生の傾向を見ていると、来日後3か月過ぎからカタコトの理解ができるようになります。来日6か月を過ぎると大概の日常会話はできるようになっています。日本語の勉強については以下のように考えています。

- ①ホストファミリーはなるべく日本語を話すようにする。色々な単語や言い回しを教える。
- ②通学高校で日本語のカリキュラムを組んでもらう。
- ③財団法人埼玉国際交流協会の下部機関では市民ボランティアによる外国人のための日本語教室を開いており、県内に100ヶ所程度あります。教室はほとんどが公民館や公共施設です。料金は低額で無料の教室もあります。通い易い教室があるかどうか、インターネットのホームページに紹介がありますので、活用いただくのもよいでしょう。

(<http://www.saitama-j.or.jp/~sia/Japanese/top.htm>)

18) ホームシック

来日学生のほとんどがホームシックにかかります。来日早々に症状がみられる学生もいれば、日本での生活に慣れてきた2～3ヶ月後に症状が出てくる学生もいます。

特効薬はありません。普段どおりに接し、長時間自室に籠ることのないようにし、あとは本人の頑張りによります。

19) 来日学生との接し方（うまくいかない例）

- ①自分の子供と同じように扱えばよい、との事で厳しく接した。
- ②日本の文化や言語を学びに来たのに、学校では日本人の友達もつくらず、他の来日学生としか付き合わない状況を見た時。
- ③注意しても約束を守らなかったり、連絡なしに門限を破るなどの行動がみられる時。

➡来日学生はお客さんではありませんが、反面、最初から自分の子供にはなりません。

来日学生本人も、新ホストファミリー宅に来た当初は、このホストファミリーとはうまく行くのだろうか？という不安な気持ちで生活を始めます。

お互いの思いやりと時間の積み重ねにより信頼関係が深まります。

規則正しい生活をさせ、なるべく会話を持ちましょう。

また「体育会系より文科系」の扱いがベターと考えます。

外見は、身体は大きいし運動もできるだろうと思いがちですが、そうとは限りませんし強要するとハラスメントになってしまいます。

また、この子はこういう子なんだと認め、彼らは彼らなりに、日本を感じて、日本を理解しようと努力しているんだと、見守ってあげてください。

ただし、決められているルールを破ったら、きちんと説明をしたうえで、きちんと叱ってあげてください。

20) 問題点は小さなうちから、芽を摘みましよう

来日学生は、来日前に母国のロータリーで開催されるオリエンテーションに参加して、ロータリーの青少年交換留学について、またそのルールについて十分理解することになっています。しかし国によってはオリエンテーションも受けさせないで派遣させてくることもあります。

母国でのオリエンテーション参加が少なく、ロータリー青少年交換についてまたそのルールについて理解が足りない来日学生に対しては、第2770地区青少年交換委員会で再度オリエンテーションを行う予定です。

来日学生に問題となるような行動がありましたら、遠慮なく地区担当委員までご連絡ください。お互いの話し合いの中で解決を図ることを考えています。

日本からの派遣学生が派遣先でうまく行かない場合の多くは、派遣学生がホストファミリーに何も言わず部屋に閉じこもってしまう時です。同様に、来日学生がホストファミリーに何も言わず部屋に閉じこもり始めたら、危険信号かも知れません。ホストファミリーはすぐにカウンセラーに連絡してください。カウンセラーは地区委員にすぐに連絡をしてください。

21) ホストクラブの例会への出席

最低でも月に1回はホストロータリークラブの例会に出席させてください。

22) 第2770地区青少年交換委員会からホストクラブへの連絡

来日学生のオリエンテーションやイベントのご案内、ROTEXが開催するイベントのご案内等は各ホストクラブがガバナー事務所へ登録したメールアドレス宛にメールにて連絡します。日々のメールの確認をお願いいたします。

23) 強制送還

青少年交換プログラムの規則を守れなかったり不真面目な来日学生は、留学途中であっても本国へ送還されることがあります。

2. ホストクラブ（受け入れクラブ）の義務

1) 青少年交換委員会の設置

青少年交換委員会は、青少年奉仕部門に所属する委員会として位置づけられています。

2) ボランティア誓約書の作成

ボランティア誓約書を作成し、このプログラムに関わる人すべて（ロータリアン以外も）にサインをしていただきます。誓約書は、地区の担当委員に提出してください。地区事務所にて保管します。

3) ホストスクール（受入高等学校）の選定

原則として、派遣学生の在学高校をホストスクールとしますが、在学高校による受け入れが難しい場合（例：男子校・女子校など）は、青少年交換プログラムに理解を示し、積極的に来日学生を受け入れる意思のある高等学校を選定することが望ましいでしょう。

4) ホストスクールへの説明

以下の点についてホストスクール側の理解を得ることが必要です。

- ①このプログラムは国際親善、国際理解を主な目的としています。
- ②1年間に限った留学です。
- ③学校における教育活動を優先させます。

青少年交換委員会は、学校の行事を予め知らせてもらいます。クラブ行事や地区行事は学校の教育活動に差し障りの無いように配慮しましょう。また、予めロータリーの行事等の日程を学校に通知するとよいでしょう。

- ④積極的に外国人学生を受け入れることは、在校生に良い刺激を与えます。

5) 来日学生の通学

通学は、来日学生の重要な目的のひとつであり、クラブの関係者は常に学校当局と緊密

な連絡を保持し、PTAとしての役目を果たしてください。来日学生受入後なるべく早い時期に登校するように手配してください。毎日学校へ喜んで登校したがるようになれば半ば成功と考えられます。

6) 予算措置

受入に要する教育費（教科書、学生服、靴、地区委員会主催の日本語教室への往復交通費、その他）、生活費（ホストファミリーへの補助、来日学生のお小遣い）などはホストクラブの負担です。

なお、来日より帰国までの1年間はロータリーの年度と一致しないことも留意し、予算の分割など、次年度会長との綿密な引継ぎが必要です。ホストスクールが授業料を免除する例が多いですが、事前に打ち合わせをして確認してください。

7) カウンセラーの選任

カウンセラーは来日学生の日本滞在中に「親代わり」として指導相談にあたります。会長は会員の中から次のような人を選んでください。

- ①カウンセラーは原則ホストファミリー経験者とします。但し、カウンセラー任期中はホストファミリーを引き受けないこととします。なぜなら、学生・ホストファミリー・青少年交換委員に対して公平な立場での対処が望まれるからです。もしカウンセラーがホストファミリーを兼務すると、万一来日学生とホストファミリーの間で何らかのトラブルがあった際に、学生が相談する相手が居なくなってしまうです。
- ②カウンセラーは①と同じ理由で、青少年交換委員会に属さず、委員長や委員を兼務しないこととします
- ③カウンセラーは豊富な人生経験を有し、良く相手の立場を理解し謙虚に相手の話を良く聞く誠実な人物であることとします。
- ④カウンセラーの任期は、ロータリー年度に関わらず交換学生在日期間中とします。

8) 行事日程

ホストクラブ及びホストファミリーが旅行その他の行事に来日学生を参加させるときは、予め決まっているホストスクールの行事（修学旅行、運動会、文化祭等）や地区青少年交

換委員会の行事（地区大会、オリエンテーション、旅行、スキー、キャンプなど）と日程が重複しないよう配慮してください。学校の修学旅行や各種行事は大変良い経験になりますので、可能な限り参加させてあげてください。

9) 会員全員で招待

ホストクラブ会員が来日学生をそれぞれの家庭で食事に招待したり、旅行に招待したりすることを奨励しましょう。週末の一泊旅行や長期休暇中の数日の旅行、ピクニック、映画、観劇などへの招待は、来日学生の交友の輪を広げるだけでなく、ホストファミリーの負担を少しでも和らげることになります。クラブによってはこれを制度化し、ホストファミリー以外の全会員が順番に一年を通じて来日学生を招待しているケースもあります。

3. ホストファミリー

1) ホストファミリーの選定

ホストクラブの青少年交換委員会は、来日学生の受け入れが決まった段階でホストファミリーを選定しなければなりません。ホストファミリーは、1年間で4～6軒程度が望ましく、その選定にあたっては、以下のような配慮をしてください。

①ロータリアン

- a) 当該年度の派遣学生のご家庭。
- b) 来日学生と年代の近い子供がいるご家庭。
- c) 青少年交換プログラムに協力的なご家庭。

②ロータリアン以外

- a) 当該年度の派遣学生のご家庭。
- b) 来日学生を預かりたいという、ボランティア精神あふれるご家庭。
- c) かつて子弟を交換留学生として派遣したことがあるご家庭。
- d) 今後、子弟をロータリー青少年交換プログラムに応募させたいご家庭。

2) ホストファミリーの心構え

- ①来日学生は、あなたの家族の一員です。家族の一員として愛情に満ちた対応をしましょう。必要にして最小のもてなしで結構です。過保護・過剰なサービス・放任・放縦にならないようにしましょう。また、決してお客様扱いしないように気をつけましょう。
- ②ホストファミリーは、学生の健康、通学、交友などの心身両面の安全を確保する責任があります。ホストクラブの関係委員と綿密に連絡を取ってください。
- ③ホストスクールとも連絡をとり交換学生の意見・疑問をよく聞いて話し合い、はっきりした方針をもって、来日学生が途方にくれることのないように気を配ってください。
- ④来日学生にロータリアンや家族との話し合いの場を出来るだけ多くもたせ、1日でも早く日本の生活に慣れさせるようにしましょう。そして、お互いの風俗・習慣・言語などのギャップをなくすよう配慮してください。そのためにも、ホストファミリーご夫妻を来日学生から「お父さん」「お母さん」と呼ばせるよう初日に取り決めててください。

3) 受け入れる前に

- ①第1ホストファミリーは、来日学生が決定したら、なるべく早く来日学生とメールにてコミュニケーションを取り始めてください。来日学生を安心させましょう。
- ②各ホストファミリーはクラブの担当委員を交えて十分に打ち合わせをし、ホストファミリー間であまり差異がないように心掛けてください。

4) 受け入れに際して

- ①来日学生到着時、第1ホストファミリーはクラブ関係者と共に指定された空港へ行き、温かく迎えてください。
- ②到着当日は来日学生本人も疲れているので、無理なスケジュールを組まず休ませてあげてください。
- ③交換学生は定められた外貨を持っています。来日学生本人およびカウンセラーと相談のうえ、円貨に両替し貯金をさせるなど必要に応じて対応してください。
- ④来日学生のパスポート、保険証はカウンセラーに預けさせてください。

5) ファーストナイトクエスチョン (First Night Questions)

➡ ※別添資料参照。

来日学生がホストファミリー宅へ到着した初日の夜に、ファミリーと学生の間で最初に相談して、取り決めておきたい各項目の例を和文と英文で列挙しております。よく相談のうえ、2部作成し、ホストファミリーと来日学生の双方で持っておきましょう。

6) 学校生活

- ①来日学生はホストスクール（高等学校）に通学することになります。制服、教科書等の備品は、ホストクラブの費用で準備します。
- ②ホストスクールの担任教師と常に連絡を取り、良き保護者として行動してください。
- ③ホストスクールの先生等をお願いをして、早めに良い友達を紹介してもらいましょう。学校に友達ができると学校生活に早く溶け込み、言葉も早く覚えるようになります。可能ならば、来日学生に先生から担当生徒を選任していただくとよりよいでしょう。

7) 日常生活

- ①来日学生は家族の一員となります。日本のホストファミリーは、ともするとお客様扱いをしてしまいがちです。適度に家事を手伝わせるなど家族に馴染ませるようにしましょう。あくまでも自分の子供と同じように扱い、家庭のしきたりに従わせてください。
- ②来日時、来日学生はほとんど日本語を話せません。しかし、日本での生活は日本語でするものと明確にし、日本語で押し通したほうが本人のためにもなります。人にもよりますが、3カ月くらいでだいぶ日本語が理解できるようになります。話せるようになるまでには、6カ月位かかることが多いようです。
- ③食事はホストファミリー宅で通常食べている食事で十分です。来日学生はお客様ではありません。特別のことを考える必要はありません。ただし、食物アレルギー等は初日に本人に確認のうえ、配慮してください。
- ④寝具、トイレ、風呂などについても日本式で大丈夫です。来日学生の中には、入浴時に湯船に浸かる習慣がなく、シャワーだけで済ませる学生もいます。日本の「お風呂」について教えてあげたうえで、湯船に浸かるかどうかは本人に考えさせてもよいでしょう。また、いわゆる「朝シャン」ですが、朝の忙しいときにお風呂場や洗面所を独占することにもなりますので、こちらは時間帯などのルールを決めるとよいでしょう。

⑤下着類の洗濯は自分でさせた方がよいでしょう。これも、初日に洗濯の方法、干す場所等、きちんと取り決めておきましょう。

⑥毎月のお小遣い（月額1万円）は、ホストクラブが支給します。

⑦「**門限は22時（＝午後10時）**」とし、初日に約束し、必ず守らせてください。（ホストクラブメンバーやホストファミリーなどの大人と一緒にの外出は除く。）

⑧電話について

今日ではほぼ全員の来日学生が来日時にスマートフォンを持参してくると思われます。スマートフォンがあれば、アプリ等を活用して、国際電話より安価または無料で国際通話が可能です。例えば、ホストクラブでいわゆる「格安SIM」（月額980円～数千円程度、外国人は契約が困難な場合もあるので、例えばクラブ会長やカウンセラー名義にて）を契約して、来日学生にSIMカードを使用させ、基本料金を超えた分は学生本人に支払わせる等でよいでしょう。もし緊急時など、どうしても本国への国際電話が必要な場合は、コレクトコールまたは通話料相当分を本人に支払わせてください。

⑨インターネットについて

来日学生は、学業や月例報告のために、ノートパソコンを持参しています。その通信のためにはWi-Fi環境が必要となります。Wi-Fi環境を備えているホストファミリーが多いかと思われますが、もし環境がない場合は、光回線工事等は大変ですので、例えばホストクラブにてポータブルWi-Fi（月額数千円程度）を契約し、ホストファミリー宅に貸与していただく等に対応してください。

また、学生が自室でインターネットに没頭してしまい、ホストファミリー内で孤立してしまわないよう、インターネットの利用時間についてルールを決めるなどし、ホストファミリーと来日学生とがリビングで一緒に過ごす時間を大切にしましょう。

⑩病気や怪我等万一事故が起きた時には、本人の持っている保険か、国民健康保険などを利用してください。万一重大な病気や事故が発生した場合カウンセラーと相談して対応してください。

⑪**5Dルール**

ロータリー青少年交換留学生は、下記5つ（5つめは当地区独自）の「D」が禁止されています。

- ・ Drive（自動車、オートバイの運転）
- ・ Drink（飲酒）
- ・ Drug（麻薬、喫煙）
- ・ Date（友情を超えた不純異性交遊）
- ・ Dangerous Area（危険地域＝大宮南銀等の飲食店・カラオケ店等への入

店は禁止)

また、ビザの関係などから、学生は収入を伴う勤労やアルバイトも禁じられています。

- ⑫その他、青少年交換プログラムの規則を守れなかったり不真面目な来日学生は、留学途中であっても本国へ送還されることがあります。

8) 外出・旅行

- ①外出する際は、必ずホストファミリーに行き先と帰宅時間を伝え、帰宅が遅れる場合には必ず電話をさせます。電話したからといってよいわけではなく、遅れる場合には、理由をきちんと説明させ理由が認められない場合には、きちんと叱って反省させましょう。
- ②夜間の単独外出および子供どうしでの外出は禁止です。
- ③来日学生は色々な行事や旅行などに招待されたり、勧誘されたりします。その場合にはたとえロータリアンからのお誘いであっても必ず事前にホストファミリーとカウンセラーに相談してから受けるように指導してください。
- ④地区外へ外出や旅行する場合には、必ず所定の書式によりカウンセラーに届け出てください。 ☞ **XI. 来日学生各種届出書類について** 参照。

9) 経費

- ①クラブから支給される月額1万円のお小遣い以外、余分な金銭を与えることは避けてください。他のホストクラブや別のホストファミリーの迷惑にならないように配慮をお願いします。
- ②来日学生の個人的旅行の費用、電話代、切手代、衣料、日用品など、プライベートな費用は、本人負担です。
- ③来日学生が本国から持参した現金は、緊急の場合や必需品以外なるべく使用させないでください。

10) 報告

- ①ホストファミリーは、毎月「来日学生月例報告書」に必要事項を記入してカウンセラーを通じて、地区に提出してください。

- ②来日学生本人にも「月例報告書（マンスリーレポート）」の提出を義務付けています。
カウンセラーを通じて地区に提出させてください。
- ③ホストファミリーを移動する際には、予定が明確になった段階で、早めに「ホストファミリー移動報告書」を地区委員に提出してください。

1 1) 贈り物

外国では誕生日、クリスマスなどの特別な日以外には、あまり贈り物をする習慣がありません。他のホストファミリーとのバランスを保ちトラブルを防ぐためにも来日学生への必要以上のプレゼントは避けましょう。

1 2) 帰国に際して

1年間日本に滞在すると、持ち帰る荷物が多くなります。帰国する1カ月くらい前から安い運賃で送れる航空便（SAL便 ※6）などで不必要になった荷物を徐々に発送させるようにしてください。

（※6）SAL便（サルびん = Surface Air Lifted）
トラックでの陸送と航空機での輸送を組み合わせた国際輸送サービスのこと。AIR便より安価で、船便より早い。

4. カウンセラー

1) 主な役割

カウンセラーは、来日学生・ホストファミリー・ホストスクール・地区青少年交換委員会と常に連絡を取り合うことでトラブルの発生を未然に防ぎます。学生やホストのあらゆる相談にも親代わりとなって親身に応じます。留学期間中の来日学生が無事その目的を達成できるよう、時には関係者全員に必要なアドバイスをするなどの重要な役割を担います。

万一、トラブルが発生した場合には、地区青少年交換委員と連絡を取り、直ちにその対応策を協議し解決するよう努めてください。また、交換学生の旅行や特別事項の許可も行

ないます。

2) 出迎え

- ①第1ホストファミリーと共に、空港へ来日学生を迎えに行きます。
- ②来日学生が無事到着した旨を、本国の両親にメールで速やかに通知します。

3) 来日学生ガイドライン（英文）の説明と署名

来日初日に来日学生に「来日学生ガイドライン（英文）」を提示および全文を読み上げ、学生本人に内容を確認のうえサインさせてから、ホストファミリーに引き渡してください。

4) ホストスクール（受け入れ高等学校）

- ①来日学生・ホストファミリーに付き添ってホストスクールへ行き、入学手続きを行ってください。学校長および担任の先生に面談し、1年間お世話になる御礼と本年度のスケジュールについて相談してください。
- ②高等学校の授業料の免除をお願いしてください（可能な限り、これは事前に済ませておいてください）。
- ③制服・カバン・教材等の備品は卒業生のもの等を活用できないか、ホストスクールと相談してください。
- ④来日学生は、定期テスト期間中や就職・進学相談日等、学校が休みになるケースが多いので、毎月学校のスケジュールを入手し、休みの日の活用を考えましょう。
- ⑤特段の理由がない限り、学校を休ませないように指導してください。

5) 確認事項

- ①来日学生の到着後、極力早期に来日学生と話し合う機会をつくり、学生と親代わりの関係を確立しましょう。
- ②ガイドラインは、来日前に来日学生本人に送っており了承しているはずですが、重要な

ルールについては項目別に話し合い、理解しているかどうか確認してください。

- ③ホストスクールおよびその通学ルート、ホストファミリーのルールなどについて教えまててください。また、一般的な日本の習慣に従うことの大切さを教えましょう。特に、ホストファミリーとのルールについては、最初からきちんと話し合うことが大切です。
- ④金銭的な面については、十分に確認します。特別な出費のための銀行口座の開設とその利用手順などもよく指導してください。
- ⑤来日学生のパスポート、帰国航空券、保険証券等の重要書類を保管します。その際、以下の項目を確認してください。
 - ・パスポート・航空券の有効期間（帰国時にパスポートが期限切れにならないか注意）
 - ・日本入国ビザが入国時から1年となっているかどうか。

6) 転入届（住民票の取得）および 国民健康保険の手続き

◆転入届（住民票の取得）

日本での住所が決まったら、居住地の市役所・区役所等に届け出が必要です。

入国審査時に在留カードを交付された方は在留カードを、後日交付となった方はパスポートを持参して手続きを行います。

手続きに必要なのは転入・転居・転出などの際に共通して使われる「住民異動届」という書類で、市役所、役場の窓口に用意されています。

手続きが済むと日本人と同様に住民票が作成され、必要な時には有料で住民票の写しの交付を受けることができますようになります。

日本に来てから14日以内に届出しなければいけないため、うっかり忘れてしまわないようにくれぐれも注意しましょう。

◆国民健康保険

転入届の提出と同時に手続き可能です。

日本に中長期的に滞在する外国人は、留学生であっても国民健康保険に加入する必要があります。思いがけない病気や怪我によって治療を受けることになった場合、国民健康保険に加入していないと高額の医療費が全額請求されることとなりますが、加入していれば医療機関窓口での支払いが3割負担で済みます。

7) 休日の過ごし方

- ①日本人の友人ができるような環境をつくってあげましょう。
- ②来日学生をクラブ例会に出席させ、自国の文化や日本の印象を日本語でスピーチする機会をつくりましょう。
- ③地域のお祭りや行事など日本の文化の収集に役立つことに積極的に参加させましょう。
- ④来日学生個人での無断外泊は厳禁です。それ以外の外泊や旅行は、カウンセラー・ホストファミリーに計画書を提出させ外泊先に確認します。

8) クラブ行事への参加

クラブ行事には学業に支障のない限り出席させましょう。これはクラブのメンバーやその家族との親善交流を図るうえで非常に重要です。予め学校に連絡し、出席できるようにお願いしておきましょう。

9) 地区外への旅行

旅行、見学、遊び等で第2770地区以外の地域へ出かける場合、事前に所定の届出用紙で地区青少年交換委員長に届け出が必要です。宿泊を伴う旅行の場合には、ホストクラブのカウンセラーより本国の両親の同意書類を要請してください。

☞ **XI. 来日学生各種届出書類について** 参照。

10) カウンセラー報告書

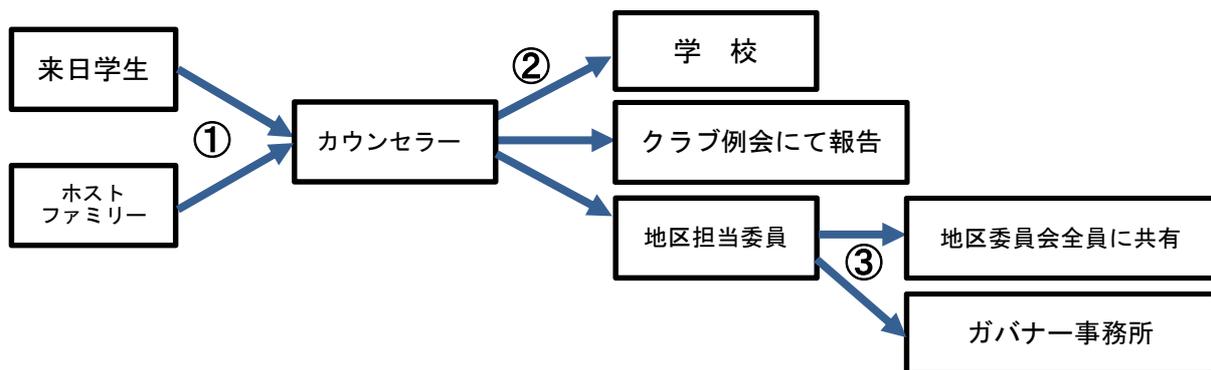
毎月最低1回は（例会出席の時など）来日学生と面談して生活状態をヒアリングしてください。来日学生およびホストファミリーから月1回所定の用紙で交換学生報告書を受け取ってください。各報告書は地区担当委員あてにメールにて提出、ホストスクール学校長あてにメールまたは郵送（学校指定の送付方法）にて提出してください。もしトラブルの兆候があったら早急に連絡して相談にのってください。

11) 贈り物

外国では誕生日、クリスマスなどの特別な日以外には、あまり贈り物をする習慣がありません。他のホストファミリーとのバランスを保ちトラブルを防ぐためにも贈り物は慎重にするようホストファミリーにお話ししてください。

X. 来日学生月報送付手順【重要】

来日学生及びホストファミリーは、留学期間中、毎月の月例報告が義務付けられています。月報（月例報告書）送付手順は、以下のとおりです。送付方法について、学校あて以外は全て「Eメールにファイル添付」で統一してください。カウンセラーから学校への送付方法は学校の指示に従ってください。



①来日学生及びホストファミリーは**毎月末までに**月報を作成し、**翌月5日までに**カウンセラー宛にメールにて送信してください。

👉【書式-IBS-①】来日学生月例報告書（MONTHLY REPORT for IBS）

👉【書式-HF-①】来日学生ホストファミリー月例報告書

・期限に間に合わないことがないように、毎月早めに着手する習慣をつけましょう。

②カウンセラーは受け取った月報を**毎月10日までに**以下へ送信してください。

◆学校長あて（Eメールまたは学校の指定する送付方法にて）

◆地区担当委員あて（Eメール）

◆クラブ例会にて報告

・学校へ送付の際は別紙挨拶文を添付してください（Eメールの場合は同内容をメール本文に記載してください）。また、必ず学校長あてとしてください。

👉【書式-CC-①】来日学生月報送付状（学校長宛）

・内容を確認し、問題があるようなら地区担当委員に報告をして下さい。

③地区担当委員は月報を確認のうえ、委員会全員に共有、ガバナー事務所へ送信。



Youth
Exchange

国際ロータリー第2770地区
青少年交換委員会

MONTHLY REPORT FOR INBOUND STUDENT dd / mm / yyyy

STUDENT'S NAME		HOST CLUB	RC
COUNTRY		SPONSOR CLUB	RC
DISTRICRT	D-	SCHOOL NAME	

Counsellor

NAME		PHONE	
------	--	-------	--

Present Host Family

NAME		ROTARIAN ?	
ADDRESS			
PHONE		E-MAIL	
FAMILY			

YOUR ACTIVITIES DURING THIS MONTH: JANUARY

1) ROTARY AFFAIRS: ...ATTEND MEETING, MAKE SPEECH, VISIT SOMEWHERE, etc.

--

2) DISCRIBE YOURACTIVITIES AT THIS MONTH: SCHOOL, PRIVATE INVITATION, etc.

--

3) ABOUT YOUR HOST FAMILY:

--

4) TOTAL IMPRESSION OF THIS MONTH:

--

5) ANY SUGGESTION OR QUESTION ? :

--

6) HOW MANY TIMES YOU MET YOUR COUNSELLOR IN THIS MONTH ? :

1 Time

PLEASE FILL UP THIS FORM and FORWARD TO YOUR COUNSELLOR BY 5TH DAY OF FOLLOWING MONTH !



国際ロータリー第2770地区
青少年交換委員会

MONTHLY REPORT-2 FOR INBOUND STUDENT dd / mm / yyyy

STUDENT'S NAME	0	HOST FAMILY	0
SCHOOL NAME	0	HOST CLUB	0 RC

SELF-EVALUATION

No definition on five steps grade below, please check it as you feel freely and mark it.

1 (bad) 2 (no good) 3 (good) 4 (very good) 5 (excellent)

① AISATSU (EVERYDAY GREETING) TO HOST FAMILY AND SCHOOL FRIENDS AISATSU is the first step of the communication with your host family and school friends	
② OSOUJI (CLEANING YOUR ROOM)	
③ OTETSUDAI (HELP HOST FAMILY HOUSE KEEPING)	
④ MONGEN (KEEP THE CURFEW)	
⑤ MONEY MANAGEMENT	
⑥ MONTHLY ROTARY MONEY FROM YOUR CLUB	
⑦ NIHONGO (JAPANESE LANGUAGE)	a) HEARING
	b) SPEECH
	c) WRITING
⑧ THE WAY OF COMMUNICATION BETWEEN YOUR HOME COUNTRY	
⑨ WHEN YOU WILL CHANGE TO NEXT HOST FAMILY ?	dd / mm / yyyy
⑩ DO YOU KEEP IN TOUCH WITH YOUR JUNIOR COUNSELLOR ?	
⑪ HOW DO YOU CONTACT WITH HIM / HER ?	

◆ LATEST NEWS, SPECIAL INTEREST, PROPOSAL OR HOPE FOR EXCHANGE PROGRAM, AND ETC.

PLEASE FILL UP THIS FORM and FORWARD TO YOUR COUNSELLOR BY 5TH DAY OF FOLLOWING MONTH !

カウンセラー署名		日付	2022年	月	日
----------	--	----	-------	---	---



Youth
Exchange

国際ロータリー第2770地区
青少年交換委員会

来日学生ホストファミリー月例報告書 2022年 月分

来日学生氏名		ホストクラブ	RC
出身国		出身地区番号	D-
通学高校名			

カウンセラー

氏名		TEL	
----	--	-----	--

ホストファミリー

	第1ホストファミリー	ロータリアン	
氏名		年齢	職業
配偶者氏名		年齢	職業
住所			
TEL		Eメール	
家族構成			

1) 健康状態

--

2) 通学・勉学の状況

--

3) 家庭生活

--

4) 見学・旅行・ロータリーの行事参加など

--

5) その他全般

--

※ホストファミリー → カウンセラー → 担当地区委員（メールにて翌月5日必着）



Youth
Exchange

国際ロータリー第2770地区
青少年交換委員会

ホストファミリー月例アンケート

2022年 月 分

来日学生氏名	0	ホストファミリー氏名	0
通学高校名	0	ホストクラブ	0 RC

ホストファミリーの評価

下記の5段階評価には厳密な定義はありません。
ホストファミリーご家族が感じたままを率直に評価してください。
ここでの評価は青少年交換委員会の指導の参考とするだけで、厳密に保管され、公表されることはありません。

1 (悪い) 2 (あまり良くない) 3 (普通) 4 (良い) 5 (非常に良い)

① 家族・友人へのあいさつ		② 部屋の掃除・整理整頓	
③ 家事手伝い		④ 門限は守っているか	
⑤ 金銭の管理		⑥ 日本語の習熟度	
⑦ 日本の文化への関心・熱意		⑧ ホストファミリーとの交流	
⑨ 学校生活・交友関係	・学校の友達と遊びに行くか?		
	・留学生どうして遊びに行くか?		
	・学校の様子をホストファミリーに話しているか?		

◆近況報告・特筆事項・青少年交換委員会への提案やご要望などありましたらご記入ください。

※ホストファミリー → カウンセラー → 担当地区委員 (メールにて翌月5日必着)

【書式-CC-①】



国際ロータリー第2770地区
青少年交換委員会

2022年 月 日

〇〇〇〇高等学校

〇〇〇〇校長

ご担当 各位

国際ロータリー第2770地区

2022～2023年度 青少年交換来日学生

ホストクラブ・カウンセラー

〇〇 〇〇

拝啓

貴校におかれましては、校長先生をはじめ諸先生方にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、この度は青少年交換来日学生の受け入れに際しまして、一方ならぬご尽力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、来日学生〇〇〇〇〇〇くんより〇月度の月例報告書が届きましたので、お届けいたします。

ロータリークラブ関係の行事や、ホストファミリーとの様子などが書かれておりますので、関係者の皆さまのご参考になれば幸いに存じます。

今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、皆さま方のご多幸をお祈り申し上げます。

敬具

XI. 来日学生各種届出書類について【重要】

カウンセラーは来日学生について以下の書類を地区青少年交換委員長あてに提出をお願いいたします。提出方法はEメールにファイル添付にてお願いいたします。

1. 来日学生ホストファミリー移動報告書

来日学生がホストファミリーを移動した場合、移動後速やかに「来日学生移動報告書」を提出してください。

👉 **【書式-CC-②】来日学生ホストファミリー移動報告書**

【提出方法】カウンセラー → 地区青少年交換委員長（Eメールにて）

2. 来日学生 外泊・旅行 報告書

来日学生が、①ホストファミリー宅以外に外泊する場合、②宿泊を伴う旅行に行く場合は、事前に「来日学生 外泊・旅行 報告書」を提出してください。

（ただし、地区青少年交換委員会が主催するオプションツアーについては提出不要です。）

👉 **【書式-CC-③】来日学生 外泊・旅行報告書**

【提出方法】カウンセラー → 地区青少年交換委員長（Eメールにて）

3. 来日学生 地区外外泊許可書

来日学生が、当地区以外の地域に宿泊する場合、「来日学生 地区外外泊許可書」を提出してください。こちらは来日学生の母国の両親の許可（直筆サイン）が必要となります。

（ただし、地区青少年交換委員会が主催するオプションツアーについては提出不要です。）

👉 **【書式-IBS-②】来日学生 地区外外泊許可書**

ひな形のWordデータに必要事項を入力したものを来日学生の両親にEメールで送り、両親にプリントアウトしていただいたものに直筆のサインをいただき、それをスキャンデータ（PDF）でEメールにて返送してもらってください。署名入りのPDFはカウンセラー経由で地区青少年交換委員長にEメールで提出してください。

【提出方法】来日学生 → 母国の両親（印刷のうえ署名してスキャン） → 来日学生 →
→ カウンセラー → 地区青少年交換委員長（Eメールにて）

来日学生 ホストファミリー移動報告書

 国際ロータリー第2770地区
 青少年交換委員長 宛

この度、当クラブでホストしています青少年交換来日学生のホストファミリーの移動がありましたので、下記のとおり報告いたします。

移動日	2022年 月 日	記入日	2022年 月 日
ホストクラブ名	RC	カウンセラー名	
カウンセラー携帯		Eメール	

— 記 —

来日学生氏名			
国名		地区番号	D-

新ホストファミリー

		ロータリアン	
氏名		フリガナ	
配偶者名		フリガナ	
住所			
TEL		FAX	
携帯電話①		携帯電話②	
Eメール①		Eメール②	

次回移動予定日	2022年 月 日
---------	-----------

備考	※新ホストファミリー滞在期間中にわかっていること（旅行・帰国予定等）があればご記入ください。

【本状送付先】

地区青少年交換委員長 樋口雅之 宛

携帯電話 080-6088-8111

 Eメール masa@arc2006.jp

FAX 050-3730-2827

来日学生 外泊・旅行 報告書

国際ロータリー第2770地区
 青少年交換委員長 宛

この度、当クラブでホストしています青少年交換来日学生が外泊・旅行いたしますので、下記のとおり報告いたします。

来日学生氏名		記入日	2022年	月	日
ホストクラブ名	RC	カウンセラー名			
カウンセラー携帯		Eメール			

— 記 —

外泊・旅行先								
目的								
期間	2022年	月	日	～	2022年	月	日	
同伴者								
宿泊先①		月	日	～	月	日	TEL	
宿泊先②		月	日	～	月	日	TEL	
宿泊先③		月	日	～	月	日	TEL	

備考					
----	--	--	--	--	--

【本状送付先】

地区青少年交換委員長 樋口雅之 宛

携帯電話 080-6088-8111

Eメール masa@arc2006.jp

FAX 050-3730-2827



PERMIT to STAY outside the DISTRICT

(来日学生 地区外 外泊許可書)

※地区外へ1泊以上の宿泊を伴う外出をする場合、来日学生本人がEメールを使って本国の両親から外泊許可の署名をもらい、PDFデータにてカウンセラー経由で地区青少年交換委員長へメールで提出してください。

Dear Counselor,

We give our permission to our (son / daughter) to take part in the following activity.

下記の行事に 息子／娘 が参加することを許可いたします。

The name of (son / daughter) : _____
息子／娘の名前

The name of the Sponsor Rotary Club : _____
スポンサーロータリークラブ

The name of the Host Rotary Club : _____
ホストロータリークラブ

The Activity : _____
行事

The period of the Activity : _____ / _____ / _____ ~ _____ / _____ / _____
期間 year / month / day year / month / day

The expense of the Activity is paid by : _____
費用負担者のサイン

We understand the above mentioned activity fully and give our permission to our (son / daughter) to take part in the activity.

上記の行事をよく承知し、私たちの息子／娘 が参加することを許可いたします。

The signature of guardians : _____
Father

Mother

The date of signature : _____ / _____ / _____
署名の日付 year / month / day

The Youth Exchange Program of District 2770 requires each student to obtain parent's permission in advance when he or she leaves District 2770 for more than one day. It is important for Counselor to know whereabouts of the student to minimize any risk.

1泊以上地区外に出るときは、本国の両親の許可が必要です。

カウンセラーにとって、来日学生の所在を把握することは重要なことです。